

温暖化対策を難しくするもの

内山 勝久

設備投資研究所では 9 月 2 日（水）に環境問題における割引率をテーマとしたセミナーが開催された。セミナーでの報告は、従来の研究では見落とされてきた環境問題がもたらす外部不経済の効果を明示的に取り込み、割引率のあり方を理論的に導出しようとする意欲的なもので、大きな示唆に富むものであった（<http://www.dbj.jp/ricf/research/seminar/index.html#seminar>）。

地球温暖化問題のような超長期的な環境問題の分析や対策における難しさの一つに、割引率の問題がある。100 年後に生じる 1,000 億円の環境破壊による損害は、割引率を仮に 5% で一定とすると、その割引現在価値はわずか 7.6 億円に過ぎないと評価されることになる。あるいは、ある環境改善プロジェクトが 100 年後に 1,000 億円の便益をもたらす場合も同様で、これとプロジェクトに現在要する費用を比較すると、本当に必要な投資が行われなくなるなど、プロジェクトや政策の正当性を困難にしてしまう可能性がある。採用する割引率次第で結果が異なるので、どのような割引率を採用するかが大きな問題となる。割引率については、環境改善投資の機会費用を考慮すべきとの見解もあれば、超長期の問題を扱うだけに、通常 10 年程度を視野とした金融市場の割引率とは異なる発想が必要だという見解もある。環境問題における適切な割引率とはどのような水準か、あるいは、倫理的観点から割り引くのは適切ではない（割引率ゼロが望ましい）のではないかといった議論は現在も続いている。

超長期の環境問題の解決を困難にしているもう一つの点は、（上記の割引率の問題とも密接に関連しているのだが）被害を受ける将来世代が現在存在しないということである。地球環境問題改善（あるいは持続可能な社会の構築）のために将来に残すものを考え、そのために現在どのような対策をとるべきかの意思決定は、現在と将来の資源配分の問題として捉えられる。資源配分だけでなく分配の公平性の観点も踏まえると、その意思決定には現在世代ばかりでなく将来世代も参加すべきであるが、これは不可能である。意志決定に参加できない将来世代の代理人を現在世代が務めようとする、意思決定が歪み公平性が損なわれるおそれがある。

今年末には COP21 が開催され、2020 年以降の温暖化対策の国際的な枠組みが決定される予定である。京都議定書の対象期間は 5 年、第二約束期間は 8 年であった。これでは問題が超長期であるにも関わらず、相対的に短い時間視野での対応でしかないと見ることもできなくない。割引率や世代間の公平性の議論は理論的な話であって交渉の現場や実務では意識されにくいと見る向きもあるかもしれないが、環境対策を積極的に推進するためには必要な議論である。今後の国際会議では、是非とも将来世代のことを深く考慮した議論の進展を希望したい。

2015 年 9 月 14 日